

高松地方裁判所委員会（第41回）議事概要

1 日 時

令和2年12月3日（木）午前10時～午後零時

2 場 所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）岩根麻里，岡克典，岸日出夫，熊澤貴士，近道暁郎，関谷利裕，竹内麗子，
中尾利枝子，長瀬裕亮，平野美紀（五十音順，敬称略）

（事務担当者）白神事務局長，村瀬総務課長，山形総務課長補佐

（説明者）武知高松簡易裁判所判事，佐野高松簡易裁判所庶務課長兼主任書記官（補助者）

（オブザーバー）高見民事首席書記官，櫻川刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

(1) 「民事調停手続の利用促進に向けた取組について」に関する説明

高松簡易裁判所武知判事から，民事調停制度及びその特色，民事調停の流れ，民事調停事件の推移並びにこれらを踏まえた高松地方裁判所における広報活動の状況について説明を行った。

(2) 意見交換

○ 終局までの調停期日の平均的な回数及び期間をお聞きしたい。

● 終局までに行われる調停期日の回数は，3回以内が74パーセントであり，申立てから終局までの期間は2～3か月以内が69パーセントである。全国と比較すると，高松

簡易裁判所は若干短い傾向にある。

- 調停が成立する割合をお聞きしたい。
- 令和元年度は、終局した事件のうち、調停成立又は調停に代わる決定で終局したものが約63件であった。これは終局した事件の41パーセントである。なお、41パーセントのうち、34パーセントが調停成立であり、7パーセントが調停に代わる決定である。
- 調停で合意した内容の履行状況をお聞きしたい。
- 調停調書を債務名義として強制執行がされているかどうかでその割合を推測することができるのではないかと思うが、調停成立で終わっているが、強制執行に至っているケースは多いかどうか、感覚的にどうか。
- 統計数値にはあたっていないが、事件記録から見ると、感覚的には極めて低いのではないかと思う。
- 過去に多くの執行事件を取り扱っていた時期があるが、その時の記憶でも、債務名義が調停調書である場合は、ほとんど見たことはない。おそらく、統計的にも調停調書を債務名義として強制執行をするというのは少ないのだと思う。これは、調停の場合は、履行が可能な内容で合意していることが多いためと思われる。また、債権者も債務者も最後まで履行することを希望しており、調停条項において、一定程度支払えば残金を免除するといった支払う側のモチベーションを維持する内容を設けたり、支払いを怠ったら損害金を付加したりするなど、できるだけ最後まで履行してもらう仕組みを条項上、工夫している。そのようなことを考えると、調停成立から強制執行に至るということは、あまりないのだろうと思う。
- 先ほどの説明の中で民事訴訟の件数は増えているが、民事調停の件数は減っているという内容があったが、これは、調停不成立となったものが、訴訟に流れているという解釈か。
- 国民の権利意識の向上や法曹人口の増加により、最初から訴訟を選択しているというケースも増えていると思われる。調停が不成立となり、訴訟を選択するということもあ

と思うが、それよりも、調停制度の認知度が低いため、民事調停の件数が減っていると考えている。

- 裁判所で作成するリーフレットなどに、申立費用や終局までの期間、具体的なケースを盛り込んだ方が県民がもっと身近に感じられると思う。今日配布していただいたリーフレット（高松地裁で作成したもの）はあまりにイージーな内容であり、もう少し工夫した方がよいと思う。

■ 御意見，ありがとうございました。

今回お配りしたリーフレットは、当初の目的は、広く県民の方に渡すのではなく、関係機関の相談窓口において相談業務に携わる人に渡すために用意したものであり、費用に関するものは別途お渡ししている。

■ 今回、関係機関との協議会という方法で調停制度に関する広報を行ったが、この方法は果たしてよいか等御意見をいただきたい。

- 私のところでは、家族間、親子間、親族間の相談で、どこに相談したらよいかという相談があるが、親族間の紛争に関するケースは多いか。

● 親族間においても金銭貸借などで調停申立てがなされることはある。親族間のものであれば、今後の関係を良好に保つなど、紳士条項的なものを盛り込んだ例もある。家裁で取り扱うべき事案もあるが、ご相談いただければと思う。

■ 今回の関係機関との協議会は、民事調停をもう少し利用してもらえたらという思いが企画の出発点であった。すなわち、市民間のトラブルは減っていると思えない、また、民事調停制度は、再来年で100周年を迎える。いろんな長所を持っており、諸外国からも日本の風土に根ざした素晴らしい制度と評価されているのに、なぜ民事調停制度の利用は右肩下がりなのか考えた。その答えの一つには、ADRに流れているということもあるかもしれないが、民事調停の利用の減り方は大きく、民事調停のよさを知られていない、認知度が低いのではないかと考え、民事調停をPRするにはどうしたらよいか、これが民事調停広報PTの出発点となったが、この議論は的を得ているのか、その辺りについて御意見をいただきたい。

○ きっと、そのとおりだと思う。

民事調停制度が良い制度であれば、教育委員会と連携して出前講義をすとか、マスコミを使って報道してもらいなどの取組みをもっと密度を濃くしたらよいのではないか。

■ 法教育の一環として取り組んでみてはどうかということか。

○ すぐに結果は出ないが、長い目でみれば、若い人たちに伝えていくことは将来、結果が出てくると思う。

■ 我々の民事調停の広報の考え方はよいが、方法を考える必要があるという御意見ということによろしいか。そして、その突破口として、法教育の御提言があった。この点、法教育に携わっている方からの御意見をいただきたい。

○ 自分のことを考えてみると、私は、民事に関しては、民事訴訟の勉強が中心で、ほとんど民事調停の勉強をしておらず、具体的なシステムを知らない。民事調停にやってくる方がどのような経路でやってくるのが多いのか、一つのポイントとなるのではないか。

● 民事調停にやってくる方の大半は市町村等の相談窓口からの紹介であり、自分から調べてくる方はかなり少ない。

■ 身近な行政機関に相談して、民事調停を紹介されて、裁判所にやってくる方が大半である。

○ 弁護士に法律相談をしてその紹介で来ることはないのか。

○ 私が、調停を勧めるときは、金額が小さいとか、弁護士に委任すると費用が高くつくが、言い分が正しく、裁判所に行って調停委員に理解してもらえないのではないかと思えば調停を勧めている。

一般の方は、調停のイメージがわからないので、私は、いつも、部屋の大きさや調停委員の人数などを伝えている。そうすると、相談者は安心してくる。相談者は、対立当事者と一緒に協議の場に入るのではないかと、待合場所が同じなのではないか等、我々としては、相手方とは異なる場で協議し、待合室も別であると当然に知っていることに対して不安を持っている。だから、パンフレットなどには、調停期日がどのように進め

られるかとか、基本的には対立当事者とは別期日であり、顔を合わせることはない、とか盛り込むとよいと思う。

- 調停の利用を促進するには、小学校低学年からの法教育も必要と考える。
- 長い目で見れば、法教育が大切で、低学年から熱量を注いでいく必要があるということはそのとおりであり、今後も続けて行く必要があると考えている。しかし、法教育は裁判所だけではなく、他機関との連携も必要であるし、受け取る側のニーズを考える必要もある。

他にできることがあれば、御意見をいただきたい。

- 調停協会の行っている法律相談について、ケーブルテレビ以外に、SNSなどにも広げていくことはできないか。
- ご提案を重く受けとめて、検討していく。
- 今回の関係機関との協議会について、更に遡及力を高める方法や呼びかけの方法や呼びかけの対象など、どのようなことでもいいので、御意見をいただきたい。
- いただいた配布資料を見ると、労働の関係で、関係機関との協議会に際して声をかけた対象は、労働局や雇用環境・均等室等となっているが、ハローワークが県内を最も網羅しているので、ハローワークに声をかけてみてはどうか。
- 家事調停は増えているが、民事調停は減っている。弁護士が増えているので、はっきり決めてもらいたいというニーズが多くなっていることや、ADR、専門別の解決機関を利用した方が早いと考えている人が増えているのではないかと思う。まだまだ民事調停制度は知られていないと思う。
- 裁判所の広報が、本当に困っている人の耳に届いていないのではないかと思う。例えば、外国人などはパンフレットを見ても分からないのではないか。また、刑務所からの出所者にも同じことが考えられ、県の社会福祉協議会だけではなく、市の社会福祉協議会にも声をかけてみてはどうか。
- 調停委員の確保についてであるが、調停委員を担うことができる人は限られているし、調停委員の社会経験も限られる。裁判所では、調停委員に対し、どのような研修を行っ

ているのか。

- 裁判所では、日頃から勉強会や研修をしている。この点について、調停委員の経験のある方からお話をうかがいたい。
- 年間三、四回、担当裁判官や書記官からテーマを絞った講義を受けたり、模擬調停をしたりしている。
- 法改正が頻繁にあるので、その点の講義を受けたり、具体的な事件の運営を学ぶ必要があるので、一定の事例を基にケース研究をしたり、実務上の問題を基に討論をしたりして、技量や知見を高めている。
- 知識以外の点はどうか。難しいかもしれないが、具体的な調停事件において、当事者等にとって、調停委員のどのようなはたらきかけが調停成立に対して意義があったかなどについて、アンケートをとっているか。
- アンケートはしていない。
- 調停委員同士で情報交換を行い、当事者等とのやりとりのスキル向上に努めている。
- 調停委員にはあたりはずれがあるとか、調停委員には地元の名士しかいないとかといったうわさ話がある。うわさ程度ではあるが、そのような感覚的なものへのアンテナも必要である。
- 私は家事調停委員であるが、傾聴のスキルから研修を受けた。去年は毎月1回研修を受けていたし、話し方などは、調停委員同士の意見交換でスキルアップを図っている。
- 大学では、ファカルティ・ディベロップメントというのがあると思うが、調停の場でも、経験の浅い調停委員には、経験豊かな調停委員の様子を見てもらい、勉強をしてもらったりもしている。
- よい調停のためには、調停委員の発掘が必要だが、今後わずかな期間で多くの調停委員が退任期を迎え、とても切実な問題である。何かよいアイデアはないか。
- もう少し若い人を入れていただいて、未来の調停制度に何を望むかくみ上げていく必要があるのではないか。
- 今後、大量に調停委員が退任期を迎えるため、いざというときに、一定数の適格性の

ある人を揃えておかなければならない。思いあたる人がいれば、裁判所までご一報いただきたい。

■ 本日は、たいへん貴重なご意見を頂戴した。今後の民事調停制度の利用促進に役立てたい。

5 次回の予定

令和3年5月10日（月）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「民事裁判のIT化について」